

## 【労働安全衛生法に関する厚生労働省令の題名】〈H13・23〉

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー及び圧力容器<b>安全規則</b></li> <li>・クレーン等<b>安全規則</b></li> <li>・ゴンドラ<b>安全規則</b></li> </ul>	<b>安全</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤中毒<b>予防規則</b></li> <li>・鉛中毒<b>予防規則</b></li> <li>・四アルキル鉛中毒<b>予防規則</b></li> <li>・特定化学物質障害<b>予防規則</b></li> <li>・石棉障害<b>予防規則</b></li> </ul>	<b>予防</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電離放射線障害<b>防止規則</b></li> <li>・酸素欠乏症等<b>防止規則</b></li> <li>・粉じん障害<b>防止規則</b></li> </ul>	<b>防止</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高気圧作業<b>安全衛生規則</b></li> </ul>	<b>安全衛生</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所<b>衛生基準規則</b></li> </ul>	<b>衛生</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械等<b>検定規則</b></li> </ul>	<b>検定</b>

\* 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る**電離放射線障害防止規則**」（平成23年制定）というのがあります。

平成23年度本試験（択一式問10）では、東日本大震災により新たな厚生労働省令が制定されたことを契機として、受験生に、「**安全**」と「**衛生**」との相違が理解できているかを試したものと思われまます。

参考として、平成13年度本試験（択一式問8）を見てみましょう。出題者の意図を読み取ってみてください。

## 【平成13年度：択一式問題（問8）】

次に掲げる規則の名称のうち、労働安全衛生法に基づく規則として現に制定、施行されているものはどれか。

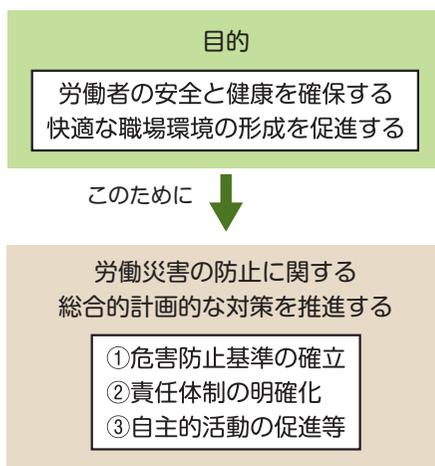
- A 機械等安全衛生規則
- B 騒音障害防止規則
- C 建設作業安全衛生規則
- D 腰痛障害防止規則
- E 高気圧作業安全衛生規則

\* 労働安全衛生法の世界に「安全規則は先人の血で書かれた文字である」という言葉があります。高度成長期の昭和30年代から40年代にかけて、労働災害による死亡者数は年間6,000人前後で推移していました。しかし、昭和47年の労働安全衛生法の制定を機に、死亡者数は激減します。このように、1つの法律が、大きく社会を変革する力があるということです。労働安全衛生法が無味乾燥で暗記ばかりの科目だとして苦手意識を持たれる受験生が少なくありませんが、労働安全衛生法も労働者の生命・身体を守る立派な労働法の1つです。労働安全衛生法に苦手意識を持たれている受験生は「安全規則は先人の血で書かれた文字である」という言葉を忘れずに、学習を進めてください。

## 第1項 目的等

### 1 ■ 目的 (法1条)

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。〈H10記・12・24選〉



※「危害防止基準」とは、労基法96条の2第1項中の「危害防止等に関する基準」に由来し、「危険と健康障害を防止するための基準」という意味です。

## 〔1〕沿革

労働安全衛生法は、従来の**労働基準法第5章（安全及び衛生）**を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第2章（労働災害防止計画）及び第4章（労働災害の防止に関する特別規制）を統合したものを母体として技術革新、生産設備の高度化、元請下請労働者の混在作業などに伴う労働災害の防止対策を幅広く展開するための新しい規制事項を加えて成立したものです（昭和47年成立・施行）。

## 〔2〕労働基準法との関係

労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものであり、第1条（目的）、第3条第1項（事業者の責務）、労働基準法第42条（労働者の安全及び衛生に関する労働安全衛生法への委任）等の規定により、労働安全衛生法と労働条件についての「一般法」である労働基準法とは一体としての関係に立つものであることが明らかにされている。（昭47.9.18発基91号）〈H15選〉

\*目的条文の「労働基準法と相まって」という部分を「**ドッキング条項**」と呼ぶことがあります。

